

新型コロナウイルス等感染症対策 特別委員会資料

令和3年12月9日（木）

福祉保健部
病院局

【福祉保健部】	頁
新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について	…… 1
【別冊資料】	
宮崎県新型コロナウイルス感染症第5波分析・検証（概要版）	

新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について

県の対応方針の見直しのポイントについて①

1 新型コロナウイルス感染症を巡る状況の変化について

- ワクチン接種の進展や新たな治療薬の開発等により、重症化リスクが低減するなど、患者像が変化。
- 今後は、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な医療提供が可能。
- このため、感染リスクを引き下げながら、社会経済活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図ることが必要。



<国の基本的対処方針の見直し>

- 「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（R3.11.12政府対策本部決定）を踏まえ、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。
- 「新たなレベル分類の考え方」（R3.11.8コロナ対策分科会提言）を踏まえ、緊急事態宣言の発出等の考え方を見直す。（緊急事態宣言：レベル3相当、まん延防止等重点措置：レベル3又はレベル2相当で総合的に判断）
- ワクチン接種の進捗を踏まえ、また、第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ等を活用し、飲食、イベント、外出・移動等の行動制限を緩和する。

県の対応方針の見直しのポイントについて②

2 対応方針見直しに係る基本的考え方について

<県の対応方針の見直し>

- 今後の第6波に向けて、医療提供体制のさらなる強化を図りながら、ワクチン接種を一層進捗させ、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図っていく。

(今後の対策)

- ・ 医療機関、宿泊施設、自宅を含めた総合的な医療提供体制の強化
- ・ 追加接種を含めたワクチン接種のさらなる推進
- ・ 「ワクチン・検査パッケージ」をはじめとする国の新たな方針を踏まえた行動制限緩和等への対応

- この方針に基づき、県の対応方針上の行動要請も緩和する。ただし、感染拡大期において、病床のひっ迫等が懸念される場合は、必要な行動制限を行う。
- 県独自の警報区分（緊急事態宣言、感染拡大緊急警報等）や感染状況区分（赤圏域、オレンジ区域等）など、県民の認知が進み、一定程度定着している仕組みは継続する。

県の対応方針の見直しのポイントについて③

3 県の対応方針の見直しについて

(1) 県独自の警報等の発令基準について

- ① 警報（感染拡大緊急警報、緊急事態宣言）の発令基準
 <従来> 県全体の「新規感染者数」の状況を重視
 <今後> 県全体の「医療ひっ迫」の状況を重視

<従来>

<今後>

警報	発令目安
緊急事態宣言	・国ステージ4相当 ※1
感染拡大緊急警報	・国ステージ3相当 ※2

警報	発令目安
緊急事態宣言	・国レベル3と同等の医療ひっ迫に至るおそれがある場合 ※1
感染拡大緊急警報	・国レベル2と同等の医療ひっ迫に至るおそれがある場合 ※2

※1 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数25人程度
 ※2 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数15人程度

※1 第5波の8月中旬の医療ひっ迫状況（当面、入院者数70人程度を想定）
 ※2 第5波の8月上旬の医療ひっ迫状況（当面、入院者数35人程度を想定）
 ●「緊急事態宣言」発令の際は、国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討

県の対応方針の見直しのポイントについて④

② 感染状況の区分の指定基準

引き続き、圏域ごとの「新規感染者数」の状況を重視するものの、
 感染警戒区域（オレンジ区域）及び感染急増圏域（赤圏域）の指定は、
 従来の2倍程度の新規感染者数を目安に運用

<従来>

<今後>

県全体で医療ひっ迫に至る前に圏域内で感染を抑え込むことが重要！

圏域ごとの感染状況の区分		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	
緑	感染未確認圏域	・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している
	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている
黄 オレンジ	感染警戒区域（※1）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある（※2）
赤	感染急増圏域	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある（※3）

圏域ごとの感染状況の区分		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	
緑	感染未確認圏域	・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している
	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている
黄 オレンジ	感染警戒区域（※1）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある（※3）
赤	感染急増圏域（※2）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある（※4）

※1 黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定
 ※2 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数10人程度
 ※3 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度

※1 原則、黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する
 ※2 原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する
 ※3 当面、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度を想定
 ※4 当面、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数40人程度を想定

県の対応方針の見直しのポイントについて⑤

(2) 行動要請について

■ 感染拡大期における主な行動要請例

要請区分	従来	今後
外出	○感染急増圏域（赤） ・原則、外出自粛	○感染急増圏域（赤） ○感染警戒区域（オレンジ） ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、原則、外出自粛を要請）
飲食	○感染急増圏域（赤） ○感染警戒区域（オレンジ） ・4人以下、2時間以内	○感染急増圏域（赤） ○感染警戒区域（オレンジ） ・一卓4人以下（※1）
イベント	○感染急増圏域（赤） ○感染警戒区域（オレンジ） ・国基準を準用 ・会食を伴う場面を制限	○感染急増圏域（赤） ○感染警戒区域（オレンジ） ・国基準を準用（国が定める「緊急事態措置区域」、「まん延防止等重点措置区域」、「その他区域」の区分に従い、基準を準用）

※1 ひなた飲食店認証店でワクチン・検査パッケージを適用した場合は人数上限無し
 ● その他の具体的な行動要請の内容については、感染状況に応じて決定していく

県の対応方針の見直しのポイントについて⑥

■ 県外との往来について

区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	これまでの対応	今後の対応
①感染注意地域	2.5人超	往来は感染防止対策の徹底を	-
②感染流行地域	5人超		
③感染拡大地域	15人超	不要不急の往来自粛	不要不急の往来自粛（ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外）
④まん延防止等重点措置区域	国指定		
⑤緊急事態措置区域			

■ 県外からの来県について

区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	これまでの対応	今後の対応
①まん延防止等重点措置区域	国指定	不要不急の往来自粛	不要不急の往来自粛（ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外）
②緊急事態措置区域			

＜県外からの感染持込みリスクへの対応＞

- ワクチン接種者に対しても県のPCR検査支援の積極的な活用呼びかけを行う。
- 感染拡大時には、国と協議の上、ワクチン・検査パッケージの適用停止などの必要な対応を行う。

■ その他

- ・ 飲食店等に対する営業時間短縮の要請については、国の「まん延防止等重点措置区域」の適用によることを原則とするが、感染拡大防止の観点から必要があれば、県独自の実施を検討

当面の行動要請について

【対象地域】 県内全域

【要請内容】

①会食時の「みやざきモデル」の推奨

- ・感染リスクの高まるような大人数、長時間での会食は控えてください
- ・ひなた飲食店認証制度認証店を利用しましょう
(※県では、飲食店からの認証申請を受け付け、順次認証手続きを実施中)

②イベント開催における制限

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

- ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
 - ・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
- ※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提）

③高齢者施設・障がい者施設の面会

- ・感染対策を徹底の上、人数を最小限でお願いします

④高齢者施設従事者等の会食

- ・高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、できるだけ身近な人とお願いします

イベントの開催に係る感染防止安全計画の提出について

5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、人数上限が緩和（収容定員まで追加可（大声なしが前提））

原則	感染防止安全計画策定後 (大声なしが前提)
収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内 人数上限：5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	<u>収容率：100%</u> <u>人数上限：なし</u> ⇒ <u>収容定員まで追加可</u>

- ・今後、イベントの開催においては、主催者は「感染防止策チェックリスト」を作成し、HP等での公表及び1年間の保存が必要
- ・これまでの「全国的な移動を伴う又は参加者が1,000人を超えるようなイベント」を対象とした事前相談制度は廃止
- ・5,000人超で人数上限の緩和を図るイベントは、「感染防止安全計画」の策定及び県への提出が必要

(県HPにおいて感染防止安全計画等の様式及び提出先を掲載)

1. 基本的な考え方

- (1) ワクチン接種の進展や治療薬の開発等により、軽症者の割合が多くなるなど、患者像が変化する中で、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な患者対応が可能となる。
- (2) このような状況の変化を踏まえ、今後は医療提供体制のさらなる強化を図りながら、ワクチン接種を一層進捗させ、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図る。
- (3) 県内の感染状況を踏まえ、新規感染者数などを目安に、原則として二次医療圏域*ごとに感染区分を指定し、同圏域内の住民に対し、必要な行動要請を行う。
- (4) 感染区分数や関係指標等を目安に、県下全域に警報を発令する。
- (5) 県内外の感染状況について、適切に周知広報を行い、県民の行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

※ ①延岡・西臼杵圏域、②日向・東臼杵圏域、③宮崎・東諸県圏域、④西都・児湯圏域、⑤日南・串間圏域、⑥都城・北諸県圏域、⑦小林・えびの・西諸県圏域

2. 圏域ごとの感染状況の区分と行動要請例






圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	県民への要請（飲食）	イベント主催者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
オレンジ	感染警戒区域（※1） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○人数の制限（4人以下）	○国基準を準用
赤	感染急増圏域（※2） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、外出自粛を要請）	○人数の制限（4人以下）	○国基準を準用

※1 原則、黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する

※2 原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する

3. 警報

(1) 県内について

表示	発令目安	対応例
	緊急事態宣言 (国レベル3相当)	・県全域において、赤圏域の対応 ・国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討 ・その他の必要な対応
	感染拡大緊急警報 (国レベル2相当)	・圏域ごとに緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・県全域において、その他の必要な対応
	特別警報	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上
	警報	・黄圏域が1つから3つまで
	持続的な警戒	・全ての圏域が緑

※感染拡大緊急警報又は緊急事態宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする。（意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は国レベル2相当以前）。

(2) 県外について

次の地域表示により、全国の感染状況を適宜公表する。

- ①感染注意地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を超えた都道府県）
- ②感染流行地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が5人を超えた都道府県）
- ③感染拡大地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人を超えた都道府県）
- ④まん延防止等重点措置区域（国指定）
- ⑤緊急事態措置区域（国指定）

なお、③～⑤の地域については、必要に応じて、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛を要請する。

4. 持続的な警戒態勢

- ・県民に、基本的な感染防止対策（「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）の徹底を要請するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- ・県民に、『会食の「みやぎモデル」』を推奨するとともに、飲食店の第3者認証制度「ひなた飲食店認証制度」を推進する。
- ・全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践・遵守を要請する。
- ・高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等に対して、基本的な感染防止対策の徹底に加え、感染者発生に備えた対応を要請する。なお、利用者又は職員に感染者が確認された場合、当該施設等への必要な検査を実施するとともに、事業継続体制等の支援を行う。

5. その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、当該対応方針を踏まえた対応への理解及び協力を求める。

6. 適用

令和3年3月5日付け宮崎県対応方針を改正し、令和3年11月25日からこの対応方針を適用する。ただし、今後の国の方針や感染状況、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

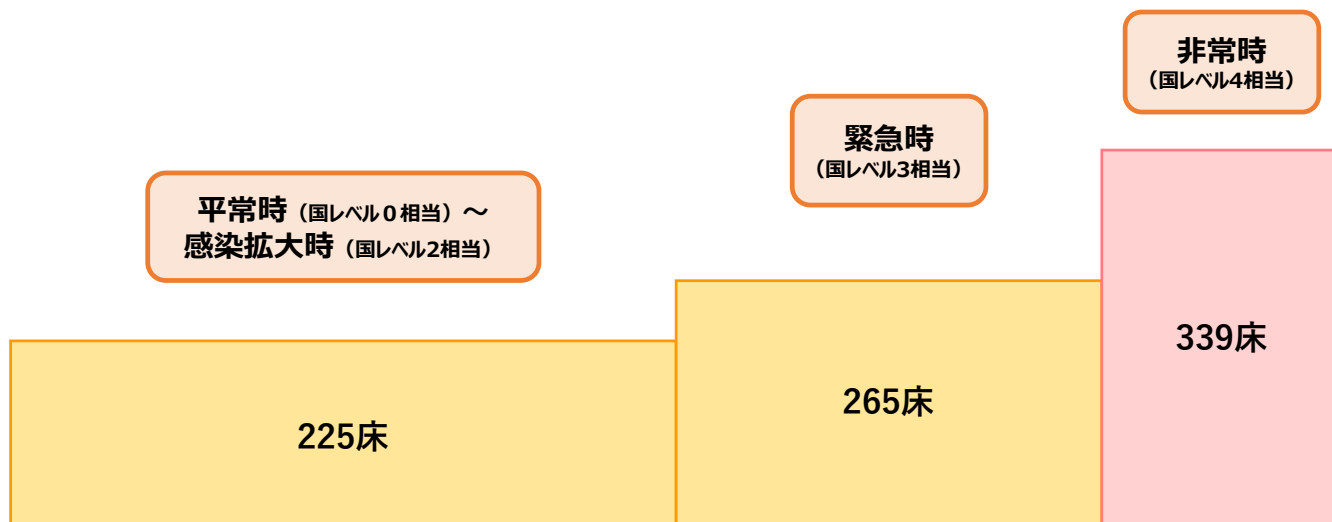
次の感染拡大に向けた医療提供体制について①

1 入院受入体制の強化

■入院受入病床の確保（332床→339床）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西白杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
9.1時点	121	61	64	20	13	18	10	307
9.28時点	124	66	64	24	17	27	10	332
11.25時点	128	67	64	25	17	28	10	339

※緊急時までの最大確保病床数：265床（うち重症者用病床15床）



次の感染拡大に向けた医療提供体制について②

■回復期の患者の受入先となる後方支援病院の確保（40医療機関→59医療機関）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西白杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
7.1時点	10	9	7	4	4	3	3	40
11.25時点	15	14	9	7	4	5	5	59

2 宿泊療養体制の強化

■宿泊療養施設・居室の確保（5施設、450室）

圏域	県央	県西	県北	計
11.25時点	300	90	60	450

・5施設同時運用に向けた人員の確保及び広域運用のための搬送体制の確保

次の感染拡大に向けた医療提供体制について③

3 自宅療養体制の強化

■食料等の生活支援セット配送体制の確保

■医師・看護師による健康観察体制の確保

- ・保健所と連携して健康観察を行う訪問看護ステーションの確保

【圏域ごとの協力訪問看護ステーション数】

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西白杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
8.6時点	11	3	-	3	2	1	1	21
11.25時点	21	5	5	5	3	3	3	45

- ・医師による電話（オンライン）診療体制を強化（夜間・休日を含む）

■外来診療受入体制の強化

- ・各医療圏における受入体制の確保（夜間・休日を含む）

4 重症化予防の推進

■抗体カクテル療法実施体制の強化

- ・保健所と連携して、自宅、宿泊療養者へ抗体カクテル療法を実施する協力医療機関の確保（11医療機関→21医療機関）
- ・感染状況に応じた重症化予防センターの円滑な運営

■経口治療薬の実用化を見据えた処方体制の構築

次の感染拡大に向けた検査体制について

1 保健所の積極的疫学調査に基づく幅広い検査の継続

2 感染状況に応じて繁華街や高齢者施設等への一斉検査の実施

3 新たな変異株に対する早期探知の検査の実施

4 県境往来者・一般県民向けPCR検査支援の継続

5 国のPCR検査等の無料化の方針を踏まえた検査体制の確保

○無料化の対象について

- ①健康理由等によるワクチン未接種者のワクチン・検査パッケージ適用等のための検査
- ②感染拡大傾向時*における知事の「感染不安を感じる無症状者への検査受検の要請」に基づく一般検査 ※「感染拡大緊急警報」発令時を想定

○検査所について

店舗を活用した検査所の開設等により、県内各地での検査体制の構築を目指す。

○今後のスケジュールについて

- 1 2月中の稼働開始を目指すとともに、その後も順次拡大していく。

飲食店における「ワクチン・検査パッケージ制度」について

1 制度の趣旨

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食における行動制限の緩和を可能とするための制度。

2 行動制限緩和の適用事業者

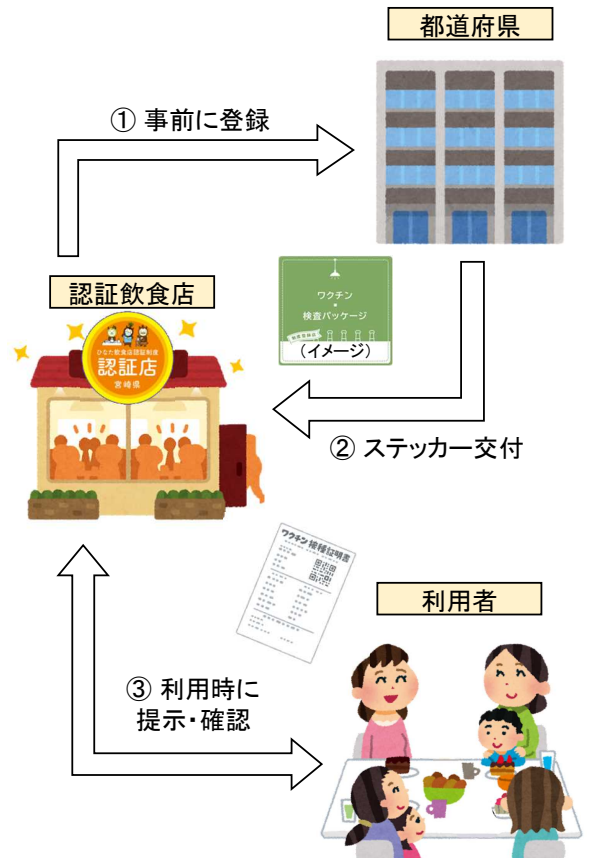
当県における第三者認証制度（ひなた飲食店認証制度）の認証を取得した事業者のうち、制度の適用を受けるために登録した事業者。

3 行動制限緩和の具体的な内容

登録された飲食店については、利用者の人数制限（一卓4人以下の会食の要請・呼びかけ）を緩和し、感染の状況にかかわらず、制限なしとする。

4 今後の取組

ホームページ上に登録申請フォームを設置し、登録店を公表する。認証店への通知及びホームページや新聞広告等を活用した制度の周知を行う。



ひなた飲食店認証制度の取組状況について

利用者が安心して飲食を楽しむことが出来る環境を整備するため、県が定めた55項目の認証基準に沿って、感染防止対策を実施している飲食店を県が認証する制度。認証基準を満たしていると確認できた飲食店には、認証書と認証ステッカーが交付される。

現在の取組状況 (対象施設：約7,000店舗)

	申請数	施設調査数	認証数
宮崎市	1,912	1,763	1,699
都城市	706	692	665
延岡市	560	492	457
その他	1,675	1,767	1,312
合計	4,853	4,714	4,133

(令和3年12月2日現在)

(1) 利用者への周知

- ・ ホームページや新聞で認証店舗を随時公表
- ・ ホームページや新聞広告及びフリーペーパー等を活用した認証制度等の周知

(2) 認証店拡大への取組

- ・ 未申請店舗への申請案内の再通知
- ・ 新聞広告等を活用した申請フォームや講習会の周知



認証ステッカー



認証書

新型コロナワクチンの接種状況について（令和3年12月2日現在）

○全対象者及び全県民に対する接種率

		1回目	2回目
接種回数		835,055回	824,293回
接種率	12歳以上全対象者（975,230人）	85.6%	84.5%
	全県民（1,087,241人）	76.8%	75.8%

○年代別接種率（%）

	12歳以上	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上
1回目	74.8	73.7	74.8	82.8	87.5	88.2	94.8	94.1	94.2	87.9
2回目	72.2	72.0	73.4	81.7	86.8	87.6	94.3	93.4	93.1	86.6

新型コロナワクチン追加接種（3回目）について

接種は現行の住民接種の仕組みにより行われる。

対象者

原則、2回目の接種完了後に概ね8か月以上経過し、追加接種を希望する18歳以上の方
※国において、自治体の判断で、2回目接種完了後6か月以上経過した場合も対象とすることが出来るよう検討中

開始時期

順次、接種が開始され、最初に接種が進められた医療従事者が12月から、以降、高齢者、一般の方へと接種が行われる。

	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月
想定スケジュール	接種券送付	医療従事者				
		接種券送付	高齢者等			
			接種券送付	一般		
				接種券送付	職域接種	

※接種券は、原則、市町村が2回目接種完了から8か月経過を見越して対象者に郵送。

使用ワクチン

1回目、2回目に用いたワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチンを用いる。
まずは、ファイザー社ワクチンが使用され、武田/モデルナ社ワクチンについては薬事承認待ち。

新型コロナワクチン追加接種（3回目）について

ワクチンの配分量と時期

※国が本県に示した配分量

	12月(12/20週まで)	1月(1/24の週)	2月頃	計
ファイザー社	155,610回分	－	70,200回分	378,510回分
武田/モデルナ社	－	152,700回分	－	

2回目接種後、8か月経過した方を対象とした場合の3月までに必要なワクチン量を推計し、配分

市町村における接種体制（令和3年11月19日時点）

住民接種	
集団接種会場数	個別接種の医療機関数
41	508

県の今後の対応

- 新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業を継続し、個別接種の支援、集団接種の促進を図る。
- 市町村の追加接種を支援するため、武田/モデルナ社ワクチンを活用した県主催の集団接種会場を設置。
- 追加接種の安全性や効果とあわせて交互相種の情報について、県民へ情報発信し、追加接種の促進を図る。
- 県内の市町村間で情報共有を図るとともに、必要に応じて市町村を支援する。

基本的対処方針の見直しのポイント(案)

全面改訂し、より読みやすく理解しやすい記載に改める。

①「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」(令和3年11月12日政府対策本部決定)を踏まえた内容に見直しを行う。

- ・感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を対策の柱として記載

②「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日コロナ対策分科会提言)を踏まえ、緊急事態宣言の発出等の考え方を見直す。

- ・緊急事態宣言はレベル3相当、まん延防止等重点措置はレベル3又はレベル2相当で総合的に検討する。

③ワクチン接種の進捗を踏まえ、また、第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ等を活用し、行動制限を緩和する。

- ・飲食、イベント、外出・移動等の制限緩和
- ・出勤者数の一律7割削減目標の見直し(引き続きテレワークの活用等を推進)等

※ 今後、感染が大幅に拡大し、この基本的対処方針による行動制限措置では不十分と判断される場合には、感染状況に応じ、一般医療の制限措置とあわせて、行動制限措置の強化内容を検討し、基本的対処方針の見直しを行う。

飲食	現状		緩和の内容(案)					
	認証店	非認証店	認証店	非認証店				
下記以外の区域	<p>[平時]原則として時短要請なし・酒提供可・人数制限あり</p> <p>※9月末に緊急事態措置区域から除外された都道府県については、1か月までを目途に段階的に緩和することとしており、都道府県知事の判断により以下の[感染拡大の傾向が見られる場合]の対応を基本として要請</p>		<p>[平時]原則として時短要請なし・酒提供可・人数制限なし</p>					
「感染拡大の傾向が見られる場合」	<p>都道府県知事の判断により、以下の抑制策を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td>21時までの時短要請 協力金:2.5~7.5万円/日</td> <td>20時までの時短要請 協力金:2.5~7.5万円/日</td> </tr> </table>		21時までの時短要請 協力金:2.5~7.5万円/日	20時までの時短要請 協力金:2.5~7.5万円/日	<p>都道府県知事の判断により、以下を基本として要請</p> <table border="1"> <tr> <td>時短要請なし・酒提供可 協力金:なし</td> <td>20時までの時短要請・酒提供可 協力金:あり</td> </tr> </table>		時短要請なし・酒提供可 協力金:なし	20時までの時短要請・酒提供可 協力金:あり
21時までの時短要請 協力金:2.5~7.5万円/日	20時までの時短要請 協力金:2.5~7.5万円/日							
時短要請なし・酒提供可 協力金:なし	20時までの時短要請・酒提供可 協力金:あり							
まん延防止等重点措置地域	<p>①20時までの時短要請・酒類禁止 協力金:3~10万円/日</p> <p>感染が下降傾向にある場合、知事の判断により、</p> <p>②20時までの時短要請・19時半まで酒提供可 協力金:3~10万円/日</p> <p>ただし、第三者認証制度の普及状況、地域の感染状況等を踏まえた知事の判断により、以下も選択可</p> <p>③21時までの時短要請・酒提供可(20時まで) 協力金:2.5~7.5万円/日</p>		<p>ただし、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、人数上限なし。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 時短要請なし・酒提供可 協力金:なし 又は ② 21時までの時短要請・酒提供可 協力金:あり</td> <td>20時までの時短要請・酒類禁止 協力金:あり</td> </tr> </table>		① 時短要請なし・酒提供可 協力金:なし 又は ② 21時までの時短要請・酒提供可 協力金:あり	20時までの時短要請・酒類禁止 協力金:あり		
① 時短要請なし・酒提供可 協力金:なし 又は ② 21時までの時短要請・酒提供可 協力金:あり	20時までの時短要請・酒類禁止 協力金:あり							
緊急事態措置区域	<p>20時までの時短要請・酒類禁止 (酒提供店は休業) 協力金:3~10万円/日</p>		<table border="1"> <tr> <td>① 重点措置の②に同じ 又は ② 20時までの時短要請・酒類禁止 (酒提供店は休業) 協力金:あり</td> <td></td> </tr> </table>		① 重点措置の②に同じ 又は ② 20時までの時短要請・酒類禁止 (酒提供店は休業) 協力金:あり			
① 重点措置の②に同じ 又は ② 20時までの時短要請・酒類禁止 (酒提供店は休業) 協力金:あり								

イベント	収容率			人数上限			時短		
	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急
現状	大声あり 50% 大声なし 100%		50%	5,000人 又は 収容定員 50% のいずれ か大きい 方	5,000人	5,000人	なし	なし(注2)	21時

緩和の内容(案)	収容率			人数上限			時短		
	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急
緩和の内容(案)	大声あり 50% 大声なし 100%		収容定員 まで	【感染防止安全計画策定(注1)】			なし	なし(注2)	なし(注2)
				20,000人	10,000人				
				【感染防止安全計画を策定しない場合】			現状と同じ		

※遊園地などについては、従前通り、緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

(注1) 5,000人超のイベントに適用。「大声なし」が前提。
(注2) 都道府県知事の判断により要請を行うこともあり得る。

3

移動	現状	緩和の内容(案)
下記以外の区域	県をまたぐ移動	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染防止策を徹底する
まん延防止等重点措置地域	外出	<ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。 混雑した場所等への外出半減。 少人数で、混雑を避けて行動。
	県をまたぐ移動	
緊急事態措置区域	外出	<ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。 特に、20時以降の不要不急の外出自粛。 混雑した場所等への外出半減。 少人数で、混雑を避けて行動。
	県をまたぐ移動	

外出: 混雑した場所や感染リスクの高い場所を訪れる場合を除き、ワクチン接種の有無にかかわらず、国として自粛要請の対象に含めない。

県またぎ移動: ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、国として自粛要請の対象に含めない。

※ 学校行事(修学旅行等)は、基本的に、外出や移動の制限の対象外。

4

